

# 会 議 録

会議名称	平成31年（令和元年）度 第7回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	令和2年2月5日（水） 14時00分～		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター） 3階 展示活用室		
出席者	・委員10人出席（欠席者4人）	・事務局10人	合計20人 傍聴者0人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1「パブリックコメント手続き結果概要」</li> <li>・資料2「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（案）」</li> <li>・資料3「削除事業一覧」</li> <li>・資料4「特定教育・保育施設等の利用定員に係る概要」</li> <li>・資料5「特定教育・保育施設の利用定員について」</li> <li>・資料6「あまだのみやちどりこども園の概要」</li> <li>・諮問書の写し</li> </ul>		
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 委員出席状況報告</p> <p>4. 議題</p> <p>（1）「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコメント結果報告</p> <p>会 長：それでは、令和元年度第7回交野市子ども・子育て会議の議題に入ります。          議題（1）「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコメント結果報告に入りたいと思います。          事務局から説明をしていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>事務局：資料1をご用意ください。「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコメント結果概要についてご説明させていただきます。</p> <p>前回の子ども・子育て会議のあと、12月9日から1月10日までの約1か月間パブリックコメントを実施いたしました。その結果、2件、延べ5件の意見がございました。</p> <p>受付した意見としましては、地域子ども・子育て支援事業（病児保育）に関する意見が1件、「第5章 施策の展開」に関する意見が1件、その他、パブリックコメント対象外の意見が3件でありました。</p> <p>まずは（1）地域子ども・子育て支援事業（病児保育）に関する意見でございます。病児保育は拡充を直ちにすべきであるという意見をいただきました。この意見に対する考え方は次のとおりでございます。</p>		

病児保育につきましては、現在1箇所で開催しており、計画のニーズ調査から算出しました確保方策については一定確保しておりますが、現在実施している病院側と一定の協議を行ったうえで、設置箇所数の増設に向け、医療機関等への事業周知を引き続き実施し、仕事と子育ての両立が図れる環境づくりを進めていきたいと考えております。これは計画の58ページ、91ページの病児保育事業のところに記載しているものでございます。

続きまして(2)「第5章 施策の展開」に関する意見でございます。小中一貫校は、課題が多く教員が減り、1,000人規模の学校になるので反対というご意見をいただきました。この意見に対する考え方は次のとおりでございます。

本計画68ページに記載しております(仮)小中一貫学園構想事業は施設の在り方に関するものではなく、令和2年度から市内全中学校区において小中一貫教育を実施するというので、教育内容に関する業務となります。

続きまして(3)その他、パブリックコメント対象外の意見でございます。公立認定こども園の存続、新しい認定こども園のために埋め立てた土地の地盤沈下の危険性、新しい保育園における通園の際の安全対策についてご意見をいただきました。

これらの意見に対する考え方は次のとおりでございます。

本計画へのご意見としましては対象外とさせていただきますが、今後の子ども・子育て支援行政の参考にさせていただきたいと考えております。

以上をパブリックコメントの結果報告とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

会 長：ありがとうございます。

「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(素案)」のパブリックコメント結果報告についての説明が終わりました。

この件についてご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

(2)「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(案)」について

会 長：議題(2)「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料2をご用意ください。第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(案)につきましてご説明いたします。

計画案につきまして、前回の本会議における素案のご提示からパブリックコメント実施を経ての内容変更はございませんが、事務局で文言等の追加・修正等させてい

ただき、その部分につきましてはマーカー等でお示しさせていただいております。それでは、主な変更点を中心にご説明申し上げます。

2 ページの「2 計画の性格と位置付け」につきまして、説明を整理・追加させていただきました。

4 ページでは幾つか事業名等を修正させていただいております。

6 ページの5) パブリックコメントにつきまして、パブリックコメント実施時にはこの文言を一時的に抜いておりましたが、すでに終了ということで再度記載させていただきました。

9 ページのひとり親世帯数の推移につきまして、今回小数点以下が細かく出ておりますが、小数第1位までに訂正させていただきます。

17 ページの①小学校児童数の推移、②放課後児童会の状況（利用者数の推移）、③中学校生徒数の推移につきましては、平成31年度（令和元年度）5月1日時点の数値を追加させていただきました。追加したことによりまして、平成27年度からの小学校児童の減少人数、放課後児童会在籍児童の増加人数、中学校生徒の減少人数が変更となっております。

36 ページの④に子どもの朝食摂食頻度とあるのですけれども、正しくは朝食摂取頻度ですので、訂正をよろしく願いいたします。

38 ページの「1 第1期子ども・子育て支援事業計画の法定事業の実績」につきまして、以前は事業実績としていましたが、法で定められた事業ということでこのように変更させていただきました。

41 ページの養育支援訪問事業につきましては、文言を追加いたしました。子育て短期支援事業の令和元年度につきましては、実績見込みがやや増加するということがわかりましたので、48に変更させていただいております。ファミリー・サポート・センター事業につきましても文言を追加させていただきました。

43 ページの病児保育事業につきまして、以前は病児・病後児保育事業としていたのですが、国の要綱に合わせまして、このように変更させていただいております。放課後児童健全育成事業につきましては、放課後児童会という通称がございますので、追加いたしました。

44～47 ページの「2 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況」ですが、表記の仕方を変更しております。新規、拡充、継続の分類表記を追加させて

いただきました。新規につきましては、平成31年度の取り組みも追加させていただいております。

54ページからは「第5章 施策の展開」でございます。

55ページから各事業を表形式で記載しているのですが、事業名を主な事業名、形態を方向性に変更しております。方向性のところでお示ししておりました新規につきまして、前回までは平成31年度に開始した事業を新規とさせていただいていたのですが、本計画の事業開始が令和2年度からということもございまして、見直しを行い、新規を外しました。平成31年度に開始した事業につきましては、先ほどの44～47ページ「2 第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況」のところに追記させていただいております。

56ページの事業番号18、19の利用者支援事業につきまして、母子保健型と基本型の二つに分けさせていただきました。両事業が連携し妊娠・出産、育児の切れ目ない支援を進めていくのですが、母子保健型と基本型の役割が重要な内容となるため別で表示させていただいております。

57ページ、事業番号24の私立認定こども園等への助成ですが、補助金制度の創設につきましては新規、教育・保育の質、水準の向上を図るという意味では拡充と、新たな表記になっております。

事業番号25の施設型給付費等の給付を新たに追加させていただきました。資料3「削除事業一覧」をご覧ください。事業番号23の市立認定こども園（1号認定）の運営、24の市立認定こども園（2・3号認定）の運営、27の保育の実施委託、31の教育の実施委託、32の地域型保育給付による保育サービスの提供の部分になります。幼児教育・保育の充実は公立・私立に関わらず全市的な取り組みとして進めていくことから、一定取りまとめた形で今回の事業番号25に集約いたしました。

資料3の事業番号25、市立認定こども園の施設の建替え・移転につきましては、第1期計画において平成29年11月に策定しました「交野市立認定こども園民営化基本方針」に基づいて第1認定こども園の民営化を実施したため、今回の事業では削除させていただいております。

資料2に戻りまして、58ページをご覧ください。基本施策3「人権教育及び児童虐待問題対応の充実」につきまして、交野市の児童支援体制のイメージ図をわかりやすい表記に変えております。

59ページ、事業番号37の交野市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）につきまして、資料3の事業番号42、児童虐待防止研修会（関係機関研修、市民研修、実務者研修）の事業内容をこの37に含め、一

つにまとめてお示しさせていただきました。

事業番号38は交野市子ども家庭総合支援拠点の設置ということで、新規として加えさせていただいております。

60ページをご覧くださいでしょうか。基本施策4「障がいのある子ども（支援の必要な子ども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の充実」でございます。ここに児童発達支援センターのイメージ図を追加しております。また、新規事業といたしまして、事業番号46で児童発達支援センターの設置を加えさせていただきました。機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）の機能を拡充し、保育所等訪問支援事業と障がい児相談支援事業の指定を受け、児童発達支援センターとして設置いたします。

61ページ、事業番号53の障がい児通所支援・障がい児相談支援につきまして、前回は事業番号56で障害児入所給付費・医療費等事業となっていたのですが、名称を変更させていただいております。

67ページ、事業番号100の認定こども園・幼稚園、小中学校、関係機関における連携強化でございますが、幼稚園のあとに「等」を入れていただくようお願いいたします。前回の事業番号103、幼児教育の充実から名称を変更し、子どもの発達、入学に向けての円滑な移行という内容を加えております。

68ページ、事業番号101の認定こども園・幼稚園等と小中学校との交流の推進ですが、こちらも資料3と合わせてご覧ください。前回の事業番号104、こ・幼・小の円滑な接続と107、認定こども園等、幼稚園と小・中学校の交流の推進が今回の事業番号101に含められた形となっております。104と107、どちらの事業も子ども同士の交流の促進を行う事業内容ということで整理いたしました。事業番号103の認定こども園・幼稚園等と小中学校の円滑な接続につきましては前回の事業番号106の認定こども園、幼稚園と小・中学校の連携の推進から名称を変更しております。

事業番号102と106につきましては、まだ（仮）となっておりますが、成案になる前に教育委員会に確認してから（仮）を取る予定でございます。

資料3の事業番号111、教材・教具備品等の充実につきましては、学校教育の推進に必要な教材・教具備品等の充実に取り組むため、主な事業としての記載は削除とさせていただきます。

資料2に戻りまして69ページの事業番号113、学校図書館を活用した授業の推進につきまして、前回は事業番号118、子どもの読書活動推進となっております。学校を中心にとということで、名称を変更させていただきました。

73 ページ、事業番号140の開かれた学校づくりの推進ですが、方向性が新規、拡充となっております。新規につきましてはコミュニティ・スクールの実現に向けた体制の整備ということであげさせていただきました。

事業番号147、かたのツーリズムによる観光・産業・健康促進事業につきましては豊かな自然環境を活用した体験型プログラム等を実施ということで、子ども・子育て支援事業計画にも関連するため、今回新たに追加させていただいております。なお、78 ページにも事業番号177として再掲の形を取らせていただきました。

74 ページの【子育てを支えるまちづくり】イメージ図に交野市子ども家庭総合支援拠点と交野市子育て世代包括支援センターを追加しております。

資料3の事業番号180、子どもに関する地域活動情報の提供ですが、情報発信は、子育てマップ、ホームページ等を活用いたします。また、青少年指導員会や子ども会育成連絡協議会での情報提供については今回の事業番号176、相談・指導体制の充実のところにまとめて表記させていただきました。

資料2に戻りまして、81 ページをご覧ください。「第6章 法定事業の目標値等」となっておりますが、こちらは前回の「第6章 計画の目標値等」から名称を変更させていただいたものでございます。

82 ページ、地域子ども・子育て支援事業のところでございますが、変更した事業名にラインを引いております。

「2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」につきまして、前回は市内3か所の市立認定こども園となっていたのですが、令和2年度に1か所民営化が決まっておりますので、市内2か所の市立認定こども園と10か所の私立認定こども園ということになります。

85 ページ、利用者支援事業の量の見込みと確保方策について文章を追記しております。

87 ページ、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の量の見込みと確保方策につきましても文章を追記いたしました。

88 ページ、子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策の数値ですが、令和元年度の伸びを見まして再度算定したため数値を変更させていただいております。

91 ページ、11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)の量の見込みと確保方策について文章を追記させていただきました。

92 ページ、13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の事業内容についても

文章を追記させていただいております。

94ページからは資料編でございます。交野市子ども・子育て会議条例、交野市子ども・子育て会議委員名簿、交野市子ども・子育て支援事業計画策定経過、用語集となっております。

説明は以上でございます。

会 長：ありがとうございます。

前回素案からの変更箇所の説明が終わりました。この変更した内容について審議し、今回の本会議で成案と決定をしてほしいとのことですが、この件についてご意見等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

A委員：新規の事業について、もう少し説明をしていただきたいと思います。

19ページに児童虐待相談の状況とあって、交野市では平成27年度から30年度にかけて2倍以上になっています。そういう意味でも59ページにあります児童対策に是非とも力を入れていただきたいと思います。

事務局：児童虐待相談の状況につきましては、ご指摘のとおり年々件数が増えていっておりますが、虐待の通告等がございましたら48時間以内に状況の把握・確認ということで、我々職員も対応をさせていただいているところでございます。虐待相談が増えているのは実際の虐待件数が伸びているというところもあるかもしれませんが、市民の皆様がそれだけ高まっていることの表れではないかと認識しております。虐待件数の増加に関しましては、交野市だけが突出しているというわけではなく、大阪府また全国的にも同様の傾向が示されているところがございます。児童虐待防止に関する啓発はしっかりとさせていただいております。時折全国的なニュースとして命に関わるような虐待の案件が扱われると心配だという相談も多く寄せられる中、様々な形で対応させていただいているところであります。計画案の58ページ、交野市の児童支援体制のイメージ図をご覧ください。虐待という切り口で申し上げますと、現在は交野市要保護児童対策地域協議会の中で心配だと思われるお子さんについて各関係機関と情報共有を図り、どのように支援していけばよいか協議を行っているところでございます。それに加えて、虐待事案の一時保護機能を持っている大阪府の中央子ども家庭センターと協力しながら対応しております。

次に、新規事業につきましてももう少し説明をさせていただきたいと思います。

59ページの事業番号38、交野市子ども家庭総合支援拠点の設置につきましてはお子さん全般、またそのご家庭を見守って支援していくということで、虐待事案発生の抑制に取り組んでいければと思ひまして、この事業を新規としてあげているところでございます。

続きまして、60ページに記載しております事業番号46、児童発達支援センター

の設置でございます。以前より機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）で親子通園による就学前のお子さんの療育等を実施しておりますが、その親子通園による療育等はそのままに、プラス保育所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業という形で地域支援のようなところを扱うことによりまして、より中核的な療育のセンター化を図りたいと考えました。計画年度中に児童発達支援センターとしてブラッシュアップしていきたいということで、新規事業としてあげさせていただいております。

会 長：新規事業の交野市子ども家庭総合支援拠点というのは施設名ではなく機能を指すものだと思いますが、どこに設置されるのですか。

事務局：子育て支援課の中の家庭児童相談というところに拠点を置きながらですが、子どもに関する部署にも入っていただき、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

副会長：保育所等訪問支援事業という名称はこれでよろしいのですか。

事務局：児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援事業というのは国で定められた事業名でございます。保育所がなくなってもこの名称でと聞いております。

会 長：ほかにも新規事業があると思いますので、それについても説明していただけますか。

事務局：57ページの事業番号24、私立認定こども園等への助成というものが新規事業となっております。交野市では公立・私立に関わらず全市的な幼児期の教育・保育の質、水準の向上に向けて取り組んでいこうと考えておりまして、その例といたしましては看護師・フリー保育士の配置、アレルギーがあるお子さんへの対応等、どの園でも一定以上の保育サービスを提供できるよう、補助金制度の創設をするような取り組みを進めているところでございます。

67ページの事業番号98、幼児教育・保育に関する専門的な人材の配置についても新規事業となっております。これにつきましては、幼児教育アドバイザーという、より専門的で高度な教育・保育に関するスキル等を身につけた人材を育成するような形でございます。現在公立園に2名配置ということで、私立の認定こども園にも数名おられると伺っております。こういう専門的な人材の育成をいたしまして現場における保育の質の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

会 長：ほかに新規事業はもうありませんか。

事務局：61ページの事業番号55、医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置事業も新規事業でございます。障がい福祉課が担当課となっております。たんの吸引、栄養摂取等の医療的ケアが必要なお子さんがいらっしゃる場合、日常生活

を送るうえでの様々な障壁のようなものがあります。そういう中、必要な支援を円滑に受けることができるようコーディネーターの配置に努めますという内容をこちらに書かせていただいております。こちらにつきましては「第2期交野市障がい児福祉計画」の中でも同様の記載がございます。

会 長：コミュニティ・スクールも新規事業でしたよね。

B委員：73ページの事業番号140になりますが、コミュニティ・スクールの実現に向けた体制の整備ということで新規とさせていただきます。学校としましても、地域と一緒に子どもを育てていくということがこれからますます重要になってくると思っているところです。特に交野市の場合はこれまでも地域の方々から様々な支援を受けながら学校運営をしてきたわけですが、そこを一步進めようと考えております。これまでは学校支援という形だったのですが、学校運営そのものに地域の方々に関わっていただこうと思っているところです。このコミュニティ・スクールといいますのは抽象的なイメージがありますけれども、学校運営協議会制度のことでございまして、学校の管理職と地域の方々が入った学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの実現をめざしております。

会 長：新規事業についての説明が終わりました。

ほかにご意見等よろしいですか。

それでは、この計画案をもって答申するか、決定したいと思います。

その前に事務局に確認したいのですが、これから先、計画の内容に変更等が生じることはありませんか。

事務局：本日の審議をもって、答申していただく計画（案）でございしますが、最終の校正で誤字、脱字、また誤った表現等がないか確認を行い、大阪府の協議を経て若干の修正が出てくる可能性もありますので、ご了承賜りたいと存じます。

会 長：答申することに問題はないと思いますが、社会情勢等で何らかの変更があるときは手続きをする必要があるのですか。

事務局：この案をもって第2期子ども・子育て支援事業計画を承認していただきたいと思っております。先ほど担当から申しましたように、誤字、脱字の修正等微調整はさせていただきますが、内容についてはほぼ変わりません。答申を受ける前の整理というところは会長一任の形でお願いしたいと思います。

会 長：若干の修正はあるとお話でしたが、その辺りは私に一任ということでよろしゅうございますね。

それでは、今回、提示されました「交野市子ども・子育て支援事業計画（案）」につきまして、答申することに賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。

<全員挙手>

会 長：全員賛成ですので、この案を本会議で承認することとし、市長に答申することといたします。なお、この結果につきましては、会長名で市長に答申いたしますので、お知りおきをよろしくお願ひしたいと思います。

事務局：ありがとうございます。本計画が完成しましたら、委員の皆様にお届けさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 特定教育・保育施設等の利用定員について

会 長：議題の(3) 特定教育・保育施設等の利用定員についてですが、これは諮問案件となっております。お手元に諮問書の写しを配布していただいております。事務局から内容の説明をお願ひいたします。

事務局：特定教育・保育施設等の利用定員についてということで、今回は第1 認定こども園の民営化により、4月から改めて利用定員の設定を行う必要がありますので、この子ども・子育て会議で諮問させていただきます。

資料4の「2 利用定員の設定に関する意見聴取」をご覧ください。子ども・子育て支援法により利用定員の設定に関しては子ども・子育て会議において意見を聞くということになっています。

資料5をご覧ください。こちらは4月からの民営化後の利用定員を記載させていただきます。

「1. 概要」の一番下の行をご確認いただけますでしょうか。「令和2年度は現園舎により引き継がれるため、認可定員、利用定員の変更はありません。」ということでございます。

「2. 対象となる特定教育・保育施設」につきましては、まだ仮称の段階ですが、施設名として、あまだのみやちどりこども園と書かせていただいております。認可定員は1号が50名、2号が72名、3号が43名、合計165名、いずれも増減は0ということで、今の認可定員と変わりはありません。利用定員は1号の3歳児が5名、4歳児が20名、5歳児が25名、2号の3歳児が20名、4歳児が25名、5歳児が27名、3号の0歳児が10名、1歳児が15名、2歳児が18名、合計165名でございます。こちらにつきましても増減はいずれも0ということで、今の利用定員と変わりありません。

資料6をご覧ください。あまだのみやちどりこども園の概要でございます。法人は社会福祉法人晋栄福祉会になります。住所は今の園舎の住所と同じでございます。認定こども園の類型につきましても、今と変わらず幼保連携型認定こども園ということになります。定員等につきましては、先ほどお伝えしましたように現在と変わらない定員設定となっております。開園日数、開園時間、一時預かり保育、延長保育につきましても現在と変わりありません。給食についても今と変わらず自園調理

という形で実施させていただきます。  
説明は以上でございます。

会 長：説明が終わりました。

質疑に移りたいと思います。ただいま事務局から説明のありました特定教育・保育施設等の利用定員について質問やご意見がありましたら、発言をお願いします。

副会長：これについては令和3年度にまた見直すということによろしいでしょうか。

事務局：令和3年4月には新園舎になりますので、その時点で定員を210人に増やす予定でございます。

会 長：新園舎ができてからは定員が変わりますが、次年度は既存の施設を使うので現状と変わらないということによろしゅうございますね。

ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、今回、提示されました、特定教育・保育施設等の利用定員につきまして、答申することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

#### <全員挙手>

会 長：全員賛成ですので、この案を本会議で承認することとし、市長に答申することいたします。なお、この結果につきましても、会長名で市長に答申いたしますので、お知りおきをよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### (4) その他

会 長：最後の案件、その他でございますが、事務局、よろしくお願ひします。

事務局：現在進めております第1認定こども園の民営化の進捗状況につきまして、ご報告申し上げます。

4月1日からの民営化に向けまして、保育士の引き継ぎを行っているところでございます。

三者協議会を設置いたしまして、1月25日に第1回三者協議会を開催しました。三者協議会をご存じのように保護者の皆様、移管法人、市の三者で構成する協議会でございます。公私連携という形での民営化を進めている中で協定を締結しておりますので、公立で今まで培われてきた教育・保育は民営化後もきちんと引き継がれます。第2回の三者協議会につきましては、日程を調整しているところであります。2月8日にあまだのみや第1認定こども園で生活発表会を予定しております。その際に移管法人の晋栄福祉会によります保護者の皆様へのご挨拶が予定されているというような状況であります。

令和3年4月に新園舎に移転ということで、令和2年度はその新園舎の建設を予定しております。基本設計につきましては移管法人で取り組まれているというような状況でございます。

最後に1点、これまで進めてきました森新池の造成工事ですが、ようやく最終段階に入りつつあります。多くのダンプカーを通しまして、ご近所の方には大変ご迷惑をおかけしましたが、ご理解とご協力をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。報告は以上でございます。

会 長：パブリックコメントの中にも地盤沈下を心配しているものがございましたので、機会がありましたら、進捗状況等ご報告いただければと思います。

ほかに確認しておきたいことなどございますか。

A委員：資料2の20ページに外国籍の子どもの状況が載っていて、交野市における国籍別在留外国人割合を見ると中国人が結構多い状況です。新型コロナウイルスの件で交野市に住む中国の子どもたちが風評被害を受けないよう、子どもの人権をきちんと守る対策を取っていただきたいと思います。

会 長：学校でしたら人権教育というのは最も根幹の部分となりますので、その辺りはしっかりしていると思います。個別のケースにおいて難しい点はあるでしょうけれども、これは交野市の人権擁護の部分になると思いますので市を信頼するしかありません。

ほかに何かありませんか。

なければ、事務局から次回の開催についてお知らせください。

事務局：次回の本会議につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理をお願い申し上げ、ご意見やアドバイス等をいただきながら、目標達成に向けた取り組みを行いたいと考えているところでございます。

開催につきまして、年間の進捗管理に係る部分は年2回を予定しております。また、子育て施策におきまして、重要な案件が発生いたしましたら、その都度開催をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3. 閉会

会 長：次回の開催につきましては、皆様のご都合をお伺いして事務局で調整し、ご案内いただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、本日の案件はすべて終了いたしました。

ご多用中のところ、本日はお疲れ様でございました。

これにて閉会とさせていただきます。